

令和5年度 都の貸金業対策の主な実績について

東京都では、貸金業法に基づき、貸金業者の新規・更新の登録や立入検査などの指導監督を行っています。

このたび、令和5年度における都の貸金業対策の主な実績をとりまとめましたので、お知らせします。

① 登録業者

5年度末の都知事登録業者は・・・ 553者(社)

- ・都知事登録業者数は、全国の登録者総数の約3分の1を占めています。

② 行政処分

業者に対する行政処分は…………… 3件

- ・行政処分の内訳は、業務停止処分が1件、業務改善命令が2件で、登録取消処分はありませんでした。

③ 苦情・相談

寄せられた苦情・相談は…………… 741件

- ・苦情・相談の内容については、貸金業登録の有無を照会するものが全体の約4分の1を占めており、その内の約8割が、無登録でした。

都に寄せられる苦情・相談が、違反行為の是正指導や行政処分のきっかけになっています。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まず、ご相談ください。

- 電話 03-5320-4775 (平日 午前9時～午後5時)

また、都では司法書士及び弁護士による貸金業に関する無料法律相談も行っています。

- 司法書士相談窓口 第一、第三金曜日 (午後1時～午後4時)
- 弁護士相談窓口 第二、第四水曜日 (午後1時～午後4時)

設置場所：貸金業対策課 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎19階北側

【問い合わせ先】

産業労働局 金融部 貸金業対策課
直通電話：03-5320-4793

1 登録業者の状況

◎ 登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年度	14年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
東京都	6,983	544	570	564	565	553
全国	26,281	1,647	1,638	1,580	1,548	1,515
都道府県知事登録	25,352	1,372	1,367	1,312	1,280	1,251
財務局登録	929	275	271	268	268	264

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

2 行政処分の状況

◎ 行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録取消処分	1	0	0	1	0
違反情状の特に重いもの	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	1	0	0	1	0
所在不明によるもの	0	0	0	0	0
業務停止処分	3	2	0	0	1
業務改善命令	4	1	1	1	2
行政処分総件数	8	3	1	2	3

3 苦情・相談の状況

◎ 苦情・相談件数の推移

単位:件

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
苦情・相談件数	1,477	1,172	763	664	741

◎ 苦情・相談の主な内容

- ・ 登録照会に関するもの 196件 (うち、無登録であったもの 157件)
- ・ 取立て行為 26件
- ・ 保証金詐欺 24件
- ・ 債務整理 17件
- ・ 金利に関するもの 15件
- ・ 契約内容 11件

電話による相談事例(ヤミ金融や詐欺などに関するもの)

(事例1)

SNSで「お金を貸します」というのを見つけ、やり取りしました。

相手から、「最初に信用を確認するので、給料を全額振込んでください」と言われ、今日のお昼ごろ、給料全額17万円を、相手が指定した銀行口座に振り込んでしまいました。

その後、SNSで連絡しているのですが、返答がありません。詐欺に遭ったみたいですが、どうしたらよいのでしょうか。

(女性、年齢不詳、会社員)

(事例2)

運転資金に窮し、ネットで融資先を探し申し込んでいたところ、最初に35万円を振り込むように指示された。不審感を抱いたため、都の登録貸金業者か否か調べて欲しい。

(男性、50歳代、自営業)

(事例3)

SNSの広告で見つけた貸金業者に連絡し、ヤミ業者だとわかっていましたが、毎月の支払に困っていたので、借りてしまいました。

高金利な上に取り立てが厳しく、工作中にも電話が来て、会社にも迷惑をかけてしまい困っています。何か良い対策があればと思い電話をしました。

(男性、年齢不詳、会社員)

(事例4)

お金を貸すから、銀行口座の通帳とキャッシュカードを送れと言われ、言われたとおりに郵送してしまいましたが、お金は貸してもらえませんでした。

銀行に問い合わせたところ、「これは、犯罪ですよ。警察に連絡しなさい。」と言われ、すでに、何らかの犯罪に使われたようで、何十万円もの入出金があったとのことでした。

警察に行かなくてはだめでしょうか。

(男性、年齢不詳、職業不詳)

(事例5)

私の友人が「お金を借りるためには携帯電話を購入して、その携帯電話を送ってもらう必要がある」と言われたそうです。友人は言うとおりにしたそうですが、お金を借りられない上に、さらにもう1台携帯電話を送るよう言われたとのことでした。これって詐欺ですか。

(女性、50歳代、職業不詳)

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。
(03-5320-4775)